

第1 請求に対する判断

請求を棄却する。

第2 請求の受付

1 請求人

盛岡市内丸6番15号 EST21ビル2階
市民オンブズマンいわて 会長 井上 博夫

2 措置請求書の提出日

平成21年6月4日

3 請求の内容

(1) 主張事実の概要

岩手県議会議員（以下「議員」という。）菊池勲、千葉伝、下正信、工藤勝子、高橋雪文の海外行政視察（平成20年6月9日から同年6月18日、ブラジル連邦共和国、アルゼンチン共和国及びアメリカ合衆国）への旅費、印紙購入費及び現地通訳料の支出は、違法・不当である。

(2) 措置請求

岩手県知事（以下「知事」という。）に対し、損害の填補措置を講ずるよう勧告することを求める。

(3) 事実を証する書面

- ア 事実証明書1 議員派遣決定通知書（伺い）
- イ 事実証明書2 旅費請求書（支出票）
- ウ 事実証明書3 物品購入票（印紙）
- エ 事実証明書4 支出票（通訳料）
- オ 事実証明書5 海外行政視察議員派遣提案書
海外における地方行政の諸問題の視察計画
行政視察概要（予定）
- カ 事実証明書6 海外行政視察議員派遣提案書の変更について
海外における地方行政の諸問題の視察計画
- キ 事実証明書7 外務省からの連絡内容
- ク 事実証明書8 海外行政視察議員派遣の訪問先変更について
行政視察概要

4 監査執行上の除斥等

本件請求の監査に当たっては、法第199条の2の規定により、本件請求と直接の利害関係を有する工藤勝子監査委員及び下正信監査委員を除斥した。

また、中平均監査委員及び千葉康一郎監査委員は一身上の都合により、本件監査を回避した。

5 請求の要件審査

(1) 平成21年6月4日に提出された岩手県職員措置請求書及び同年6月15日に提出された岩手県職員措置請求書（補正）（以下「本件請求書」という。）の添付書類から、「市民オンブズマンいわて」は、権利能力のない社団として実体を有していること、また、会長は、住民基本台帳ネットワークシステムにより本県の住民であること及び会則から会の活動拠点が県内であることを確認した。

(2) 請求人は、本件請求書等において、議員の海外行政視察に係る旅費4,012,170円、印紙購入費51,180円及び現地通訳料380,000円の支出、合計4,443,350円に関して、損害の填補を求めているものである。

法第242条第2項は、請求の期間について、財務会計行為があった日又は終わった日から1年を経過したときはこれを行うことができないと規定している。

本件請求のうち、印紙購入費の支出は平成20年5月30日であり、本件監査請求があった日から1年以上経過しており、法第242条第2項本文の監査請求をすることができる期間を徒過している。また、同項ただし書の「正当な理由」があるとも認められない。

- (3) よって、本件請求については、印紙購入費の支出を除き、法第242条所定の要件を備えているものと認め、これを受理し、監査を実施した。
- (4) 議員の海外行政視察においては、特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和27年条例第7号。以下「特別職の職員の給与条例」という。）第7条第1項の規定に基づき、費用を弁償することとされている。請求人は旅費と言っているが以降この規定に基づき費用弁償と言い換える。

第3 事実の概要

1 争いのない事実等

請求人が主張した次の点については、争いはない。

- (1) 費用弁償等の支出状況について
県が本件海外行政視察に当たって、費用弁償4,012,170円及び現地通訳料380,000円を支出した。
- (2) 事実証明書8のとおり、5名の議員が海外行政視察を行った。
- (3) 事実を証する書面について
事実を証する書面事実証明書1から事実証明書8については、原本の写しである。
- (4) 南米・米国地方行政視察報告書（以下「報告書」という。）の3か国の概要、観光地の紹介について
報告書の3か国の概要、観光地の紹介は、外務省のホームページ等から引用又は参考としたものである。

2 争点

(1) 請求人の主張

請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

ア 議員の海外行政視察派遣の決定手続について

(ア) 議員の海外視察を議会運営委員会で決定することは法に違反し違法である。

本件各議員の海外視察は、議会運営委員会の審議を経て決定されたとしている。

しかし、以下に述べるとおり、議員の海外視察は本会議の議決を要するというべきであり、仮に本会議の議決は要せず議会の意思に基づくものであることが確認できればそれで足りるとしても、議会運営委員会の決定をもって議会の意思とすることはできない。

岩手県議会会議規則（昭和31年議会規則第1号。以下「会議規則」という。）第114条の2第1項（改正後においては第116条第1項。以下、改正前の条項で表記する。）は、「法第100条第12項（改正後においては第100条第13項。以下、改正前の条項で表記する。）の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。」と定めているが、本件支出に当たって議会の議決を得ておらず、かつ、緊急を要する場合にも該当しない。

(イ) 法第96条第1項は議会の必要的議決事項を定め、議会の議決事項を制限的に列挙しているが、同項15号は「その他法律又はこれに基づく政令により議会の権限に属する事項」を議会の議決事項と定めている。したがって、法令上、「議会の権限に属する事項」は、同号の規定により全て本会議の議決を要することとなる。そして、議員の海外視察が「議会の権限に属する」ものとして決定され実施されている以上、議員の海外視察の決定は本会議の議決を必要とするというべきである。

(ウ) 仮に、本会議の議決は要せず議会の意思に基づくものであることが確認できればそれで足りるとしても、議会運営委員会の決定をもって議会の意思とすることは許されない。

すなわち、議会運営委員会は、法第109条の2によって設置されるものであるが、設置するかどうかは任意とされ、その権限は、①議会の運営に関する事項、②議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、③議長の諮問に関

する事項についての調査並びに議案・陳情等の審査に限られ、その機能は議会の予備審査的な性質を有するにとどまるのである（長野士郎「逐条地方自治法」333頁、334頁、327頁）。このように、議会運営委員会が設置自体任意とされ、その機能も議会の予備審査的な性質を有するにすぎないものである以上、議会運営委員会において議会の最終的意思を形成することは予定されておらず、議会の最終的意思を決定する権限も有するものではないと言うべきである。

したがって、議会運営委員会の決定をもって「議会の意思」とすることができないことは明らかである

(エ) 本件各議員の海外視察の決定は、本会議の議決を経たおらず、議会運営委員会で行われているにすぎないのであるから、本件海外視察の決定手続は法に違反し違法であるというべきである。

イ 議員の海外行政視察派遣の内容について

議案の審査又は岩手県の事務に関する調査には該当せず、違法である。

本件旅行が「議案の審査又は岩手県の事務に関する調査」に該当するためには、①旅行の目的及び内容が岩手県の事務と密接な関連を有すること、②その目的を達成するために当該旅行が不可欠であること、③旅行によって得られた調査結果が適切に報告され県政に反映されること、を満たすことが要件となる。しかし、以下に述べるとおり、本件旅行はこれらの要件を満たさず、そのための支出は違法又は不当である。

(ア) 旅行の目的、日程、周遊先及び具体的視察計画内容とこれに必要な派遣人員、視察分担、視察方法や各所要経費の相当性、視察目的との関連で最も適切な対象者の選任等について必要な検討が全く行われていない。

(イ) 本件海外視察は「ブラジル岩手県人会創立50周年記念式典」への出席が主であり、いわば物見遊山に等しい。

a 本件海外視察の目的が希薄なのは日程変更からも明らかである。

そもその目的は、知事、県議会議長などが出席する「ブラジル岩手県人会創立50周年記念式典」への同席であり、JTBのホームページによると、ブラジル観光は、アメリカの都市での飛行機乗り継ぎで、アルゼンチン・イグアスの滝とのセットで宣伝されている。地球の反対側のブラジルを訪問する時に、アルゼンチン、アメリカ視察は、ついでに足を伸ばした観光にしかすぎない。

「ブラジル岩手県人会創立50周年記念式典」前の観光以外の予定（平成20年6月12日から同月13日まで）については、同月12日の「ブラジル連邦共和国パラナ州政府」を訪問しての「議会制度等の現地事情調査」、同月13日の「ブラジル連邦共和国サンパウロ州観光局」での「CO2削減に関する調査」を、それぞれ同年5月13日、6月24日に行き先変更をしている。同年4月16日の県議会運営委員会で派遣を承認された視察概要から、最後まで残ったのは（実際に実行されたのは）

平成20年6月10日 プエノスアイレス市内観光 五月広場、セントロ教会（JTB日程表）

在アルゼンチン大使館表敬訪問（同）

平成20年6月11日 アルゼンチン側からのイグアスの滝視察、イグアス市内観光（同）

平成20年6月12日 世界最大の水力発電所「イタイプーダム」視察

イグアス県人会との昼食懇談（同）

平成20年6月15日 ブラジル岩手県人会創立50周年記念式典

リベルダーヂ（日本人街）・日系移民博物館（同）

平成20年6月16日 NASAジョンソンスペースセンター見学（同）

だけである。

b 視察先変更の理由は、事前の調査が不十分なことを示している。

平成20年5月13日に報告された視察先の変更理由は、全調査日程からは「時間的に困難」というもので、最初から視察を前提にした計画でないことを示している。

また、平成20年6月24日に報告された報告先変更は、視察相手先から「バイオエタノール輸入実態のほとんどない日本からの訪問受入れに消極的」な姿勢が伝えられ、現地で視察先を変更したものであり、いかに計画性がなく、とりあえず何か見ることができれば事足りるという姿勢を示している。

c. NASAの視察は休憩が目的であり、県政課題との関連がない。

ブラジルは、アメリカ国内での乗り継ぎが必要であり、今回の企画ではヒューストンを往路、復路それぞれ利用している。ヒューストンから成田空港便は1日1便であり、平成20年6月16日にサンパウロからヒューストンに着いて、同日の午前10時50分（CO 007便）を利用できたにもかかわらず、参加した県議の最高齢が70歳であることから、休憩のために視察地を設定しただけである。これは、JTBの企画書に（ヒューストン）「着後、ホテルへ（午前中ゆっくりお休み下さい）」と記載されていることから明らかである。

報告書では、岩手県総合計画との関連性があるので視察した、との記述があるが、「宇宙航空産業基地の形成」は「国等のプロジェクトと密接に関連しながら、長期的に取り組んでいくべき大きな課題」としているものであり、今すぐに何か具体化するものではないことは明らかであり、今回の視察は無駄の象徴である。さらに、出発の直前まで（出発4日前の平成20年6月5日）、NASAでの「視察」については「アポイントの取り付けが困難となった場合には、一般観光客向けのトラム・ツアーに混じって行列に並び、中に入ることに」なる、という状況であった。

(ウ) 海外視察後、議員から議会に対する適切な視察結果報告は行われておらず、旅行の成果が議会に反映されていない。県政課題との関係で具体的な報告とはなっていない。

観光地の紹介や、ブラジル岩手県人会創立50周年記念式典の報告は、感想文に過ぎない。世界遺産登録に関する報告も「学習効果を狙った仕組みも必要だと感じた」、「登録に向けて支援を重ねたい」など、具体的な提言とはなっていない。

(2) 知事の主張

知事の主張は、おおむね次のとおりである。

ア 議員の海外行政視察派遣の決定手続について

(ア) 関係法令の解釈と運用

本件海外行政視察に係る議員の派遣決定手続は、法及び会議規則並びに議員の派遣に際して必要な事項を定めた「議員派遣の運用について」（以下「運用」という。なお、本調書では平成19年12月12日一部改正（議長決裁）時点の表記を用いる。）の定めに従って適正に行っている。

法第100条第12項では、「議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができる。」と定めており、会議規則第114条の2第1項では「法第100条第12項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。」と定めている。

本件海外行政視察は、会議規則第114条の2第1項ただし書の規定に基づき、「緊急を要する場合」に該当することから、「議長において議員の派遣を決定」したのであり、請求人の「議会運営委員会の決定」との主張は当たらない。

ところで、法第100条第12項は、議会制度を充実させ、地方分権を推進する一環として平成14年の法改正により法制化されたものであるが、同項において「会議規則の定めるところにより、」と規定されることに鑑み、全国都道府県議長会（以下「全国議長会」という。）では、「標準都道府県議会会議規則」（以下「標準会議規則」という。）の改正を行っているところであり、本県議会もこれに準拠して会議規則の改正を行っている。

全国議長会は、この標準会議規則の改正に当たり、平成14年2月18日に臨時全国都道府県議会事務局長会を開催しており、この会議の中で「議員派遣に関する会議規則の改正及びその運用について」（平成14年2月18日）を示し、法改正に伴う議員派遣の法解釈に触れつつ、都道府県議会会議規則の改正及びその運用を示している。

これによると、「会議規則改正案では、…本会議議決の原則に則り、「法第100条第12項の規定により…議会の議決でこれを決定する。」と規定した。しかし閉会中において、例えば災害が発生し、急遽議員を派遣する必要が生じた場合のほか会議において議員の派遣を議決できないことも想定されることから、これに対応するため、ただし書で、「緊急を要する場合は、議長において決定することができる。」と規定した。」としつつ、「緊急を要する場合」の解釈としては、「本来的には、災害など緊急事態に対応した派遣決定等が想定されるが、それ以外にも、例えば、会期中には具体的な内容

が決まっていない海外派遣について、閉会中に具体的内容が決定し、これに参加する場合なども想定され、緊急事態の発生等派遣の理由となる内容の緊急性だけでなく、決定時期の緊急性をも含んで解することができるものとする。」としているものである。

(イ) 議員の海外行政視察派遣の決定に至る経過

海外行政視察については、運用2(4)①において「当該海外行政視察を行う年度の前年度の2月定例会開会中に議長に申し出るものとする」としており、平成20年2月8日付けで平成20年度中の海外行政視察の派遣希望の有無を各議員に照会したところである。

これを受け、議員から平成20年3月17日付けで運用2(1)③議員の自主計画による海外行政視察(運用1「その他必要と認めるとき」の(1)地方行政に関する海外諸国の事情調査に該当する派遣区分)として、上記の派遣希望の照会文書に添付した海外行政視察計画書に代えて、「海外行政視察議員派遣提案書」の書式で議長あてに派遣希望の申出があったものである。(この時点では、具体的な視察計画書及び費用見積書の添付はなかった。)

その後、平成20年4月10日までに議員から本件海外行政視察に係る視察計画書及び費用見積書が提出され、具体的派遣内容が決定したことから、運用2(4)②に定める「海外行政視察議員派遣提案書」として、これを受理したものである。

議員の派遣については、平成20年4月16日(午後12時6分開会)に開かれた議会運営委員会において、議員から提出された海外行政視察計画を資料として、調査事項として諮り承認されたものであり、当該委員会が議員の派遣を決定したのではない。

また、本件海外行政視察は、平成20年6月9日から同月18日までの計画であり、次期定例会(平成20年6月定例会は同月24日招集)の議決には間に合わない内容であったものである。

以上のことは、議会運営委員会会議録中「この議員派遣につきましては、次期定例会開会前の派遣となりますことから、会議規則第114条の2ただし書の規定を適用し、議長において派遣を決定していただく」との議会事務局長発言からも明らかである。

本件海外行政視察については、次期定例会開会前に決定しなければならない計画であり、「決定時期の緊急性」があったため、平成20年4月16日の議会運営委員会に諮ったうえで、会議規則第114条の2ただし書の規定により、同日に議長が決定(決裁)したものである。

イ 議員の海外行政視察派遣の内容について

本件海外行政視察は、議員から提出された海外行政視察議員派遣提案書の「4 その他」に記載のとおり、議員の自主計画による海外行政視察であり、「その他議会において必要があると認めるとき」として、海外行政視察の議員派遣を決定したのである。

したがって、請求人の「議案の審査又は岩手県の事務に関する調査に該当せず、違法である。」との主張は当たらない。

ア(ア)で述べた「議員派遣に関する会議規則の改正及びその運用について」によれば、法第100条第12項の解釈として、「法改正案の「議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるとき、」は、文理上は、「審査又は…調査のため」と「その他必要と認めるとき」は、並列の関係にあると解されるので、すべてにおいて審査又は調査との関連性が要求されるものではない。」としている。

また、海外行政視察に係る議会の裁量について、仙台地方裁判所は平成14年の法改正の趣旨に触れ、「普通地方公共団体の議会が、当該普通地方公共団体の議決機関として、その機能を適切に果たすために必要な限度で広範な権能を有し、合理的な必要性があるときはその裁量により議員を国内や海外に派遣することができる点にあると解される。」と判示している。(海外視察違法公金支出金返還請求事件〔仙台地方裁判所第3民事部〕平成20年12月18日判決。以下「仙台地裁判決」という。)

(ア) 海外行政視察において、海外行政視察議員派遣提案書の提出を求める趣旨は、議長ないし議会運営委員会において、海外視察の目的の合理性や視察の必要性などを判断するための資料とする点にあり、これら資料には視察目的、視察先

(国名)、訪問先、調査内容等が記載されており、視察目的の合理性や視察の必要性などを総合的に判断するため十分なものであり、また、現実に議会運営委員会に諮られ、議長において決定(決裁)を得ているものであり、請求人の「必要な検討が全く行われていない。」とする主張は当たらない。

また、本件海外行政視察は、議員の自主計画によるものであり、議員が主体的に視察目的や視察先、対象者の選任や必要に応じて視察分担などを計画するところ、議会として議員派遣を決定するに当たっては、視察目的の合理性、視察先と視察目的との関連性、視察の必要性及び視察行程の相当性などから視察計画を総合的に判断しているのであって、議会の役割として一般に容認されるような内容の計画については、これを認めているのである。

さらに、所要経費については、業者等からの見積書及び特別職の職員の給与条例に基づき算定し、決定したものである。

(イ) 本件海外行政視察は、議員から提出された海外行政視察議員派遣提案書のとおり、海外における地方行政の諸課題(環境・エネルギー対策、世界遺産への取り組み、産業集積の調査)等に関する視察が目的となっており、かつ、調査内容等の記述をみても、「ブラジル岩手県人会創立50周年記念式典」への参加は調査内容の一つであって、主目的とはいえない。

a 本件海外行政視察の視察目的は、海外における地方行政の諸課題(環境・エネルギー対策、世界遺産への取組、産業集積の調査)等に関する視察としており、日程変更後であっても視察目的に変更はなく、調査内容の一部に変更が生じたに過ぎないのである。

日程変更の理由については、議員から提出された「海外行政視察議員派遣提案書の変更について」によれば、変更理由は、「(6月12日)ブラジル連邦共和国パラナ州政府において議会制度等の事情調査を計画したが、今回の全体調査日程からすると、当該地の調査は時間的に困難なことからこれを変更し、同州のフォス・ド・イグアス市において同州の世界遺産関係の取組状況等を調査する計画としたいため。」としている。

また、「(6月13日)ブラジル連邦共和国サンパウロ州環境局及びバイオエタノール工場においてCO₂削減対策に関する調査を計画したが、バイオエタノール輸入実態のほとんどない日本からの訪問受入れに消極的で、直前まで交渉したが実現に至らなかったことからこれを変更し、独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)ブラジル・サンパウロセンターにおいての調査とした。また、ブラジルの日系移民が手がけるコーヒー農園の大規模栽培を現地視察し、ブラジル国内の農業政策等を調査することとし同州カンピナス地区東山農園を訪問、視察調査した。」としている。

なお、平成20年6月13日のブラジル連邦共和国サンパウロ州環境局の調査については、国に対して便宜供与を依頼していたものの、同月7日、現地の日本総領事館の対応が困難であるため、現地ブラジル県人会等を通じて依頼してほしい旨の連絡があったものであり、急遽、議員が視察先との調整を行うこととなったものである。

上記のとおり、日程変更となった理由は、議員の都合ではなく、やむを得ない事情によって生じたのであり、また、変更によって視察の目的が失われたものでもないことから、日程変更があることによって視察目的が希薄であるとする請求人の主張は当たらない。

また、本件海外行政視察の視察先は、視察目的とその調査内容及び行程を考慮し、議員が計画したものであるが、海外行政視察議員派遣提案書における視察目的、調査内容及び視察先から見ても、アルゼンチン、アメリカを視察先とすることが「ついでに足を伸ばした観光」であることを窺わせるのではなく、請求人の主張には根拠がない。

なお、当初計画と変更がなかった視察先は請求人の主張のとおりである。

b 海外行政視察における視察先との調整は、公的機関の場合には外務省を通じて議会事務局(県)が便宜供与を依頼し、民間機関の場合には議員自らあるいは議員が依頼する者が視察先と受入れの交渉を行うものであるが、公的機関に便宜供与を依頼する場合は、議員から行政視察議員派遣提案書が提出され、議会運営委員会に諮った後、議会事務局から国に対して便宜供与を依頼するのが通常であり、また、便宜供与の回答は随時行われるもので、これにより受入れ先が確定していくものである。

本件海外行政視察の場合は、平成20年4月16日に議会運営委員会に諮られ、同日に議長において決定されたもので

あるが、同日以降、視察先の便宜供与が得られるよう県庁担当課と事務を進め、同年5月13日に文書で便宜供与依頼（アルゼンチン大使館、フォス・ド・イグアス市、サンパウロ州環境局、NASAジョンソンスペースセンター）を行っている。その後、同年6月5日に便宜供与による一部受入れ先（サンパウロ州環境局を除く。）が確定し、同月7日に「（現地領事館の対応が困難であるため）サンパウロ州環境局については当事者で対応願いたい」旨の回答があり、便宜供与を依頼した4か所のうち1か所の受入れが不調となったものである。このため、サンパウロ州環境局との調整は議員が行うこととしたものであるが、結果として、視察先をJETROブラジル・サンパウロセンターに変更したのである。

なお、視察日程の変更は、視察先が確定していたとしても、視察当日に何らかの事情で視察先が対応できなくなることもあり得るものであることから、視察目的の合理性や視察先と視察目的との関連性が失われたり、あるいは視察行程が不当に延びたり、視察費用が著しく過大になるなどの事情等がある場合でない限り、やむを得ないものとしてこれを認めているものである。

- c. NASAジョンソンスペースセンターの調査は、海外行政視察議員派遣提案書において、当初から計画されていたものであり、また、視察結果について、視察終了後に議員から提出された報告書の中で、岩手県総合計画に触れながら、東北でも連携して航空宇宙産業を育成しようとの試みが始まっていることを踏まえて、本県の宇宙航空関連産業の集積の可能性について言及しているなど、合理的な視察の実態があるのであり、請求人の「その日の…（CO 007便）を利用できたにもかかわらず…休憩のために視察地を設定しただけ」との主張は根拠がない。

さらに、仙台市議の海外視察に係る視察目的について、仙台地方裁判所は、「視察目的1は、仙台市における歴史ある都市計画、…などを幅広く扱う市議の活動に密接に関連し、あるいは将来関連性をもちうる課題として、合理的な視察目的であるというべきである。」（仙台地裁判決）と判示しており、請求人が主張する「今すぐに具体化するもの」でなく、将来関連性をもちうるものであってもその視察の合理性を認めているものである。

また、NASAジョンソンスペースセンターの日程調整に関しては、国に対して便宜供与依頼をしているところ、平成20年6月5日に外務省から「NASAジョンソンスペースセンター訪問の調整が完了したので、確実に実施するよう配意願いたいこと。」の連絡を受けたほか、「スペースシャトルのオペレーション・スケジュール次第で、アポイントが取れたとしても再調整が必要となる可能性もあります」、「先方の事情により、仮にアポイントの取り付けが困難となった場合には、一般観光客向けのトラム・ツアーということになりますが、この場合には、一般観光客に混じって行列に並び、中に入ることになります。」との注意事項を示されたものである。

- (ウ) 海外行政視察終了後は、平成20年8月5日に議長あてに報告書が提出され、同月6日の県政調査会（議員46人参加）において約30分にわたり報告しているほか、議会ホームページにも掲載（掲載中）するなど、適切に報告されており、請求人の「適切な視察結果報告は行われておらず」との主張は根拠がない。さらに、視察内容には、上記記載のとおり、将来関連性をもちうる課題であっても視察の合理性を認めることが許されており、視察結果が直ちに議会活動や県政に反映されるものではない。

また、視察議員は、平成20年6月定例会において海外行政視察を踏まえ、世界遺産登録、農業政策、バイオエネルギーの振興、水力発電などに関して、質問を行っているのである。

報告書において、県政との関連について、次のページに記載されている。

ブエノスアイレス歴史的景観地区（観光施策等調査）	5頁
アルゼンチン大使館（現地企業の状況、農業政策等調査）	7頁
アルゼンチン岩手県人会（歴史認識、今後のあり方等調査）	8頁
イグアスの滝、フォス・ド・イグアス（世界遺産調査）	11頁
イタイプーダム（エネルギー調査）	12頁
JETROブラジル事務所（CO2削減、バイオエタノール調査等）	15頁
カンピナス・東山農園（農業政策等調査）	16頁

ブラジル50周年式典ほか（歴史認識、今後のあり方等調査） 19頁

NASA（産業集積等調査） 23頁

第4 監査の実施

1 監査対象事項

県が5名の議員に対し、本件海外行政視察の費用弁償として4,012,170円支出したこと及び現地通訳料380,000円支出したことが、法第242条第1項に規定する「違法又は不当な公金の支出」に当たるかどうかについて監査対象事項とした。

2 監査対象部局等

知事の補助機関として職員が併任され、本件費用弁償等の支出事務を行った岩手県議会事務局を監査対象とした。

3 証拠の提出及び陳述等

法第242条第6項の規定に基づき、平成21年6月26日に、新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

請求人は、陳述において本件請求の趣旨を補足した。なお、その際、新たな証拠の提出はなかった。

4 監査対象箇所への調査

本件請求に関して、監査対象箇所として、県議会事務局総務課を選定し、職員調査を行った。

第5 監査の結果

1 認定した事実等

(1) 請求人から提出された本件請求書及び事実を証する書面並びに監査対象箇所への調査の結果に基づき、前述の第3の1の争いのない事実等に関して、請求人の主張のとおりであることを確認し、認定した。

(2) 第3の2(1)ア(ア)の議員の派遣について、議員派遣決定通知書(伺い)により、平成20年4月16日に議長が決定したことを確認し、認定した。

(3) 第3の2(1)イ(ア)の検討について、議会運営委員会会議記録により、平成20年4月16日に議会運営委員会に諮り承認されたことを確認し、認定した。

(4) 第3の2(1)イ(ウ)の議会に対する報告について、議員派遣報告書、岩手県政調査会会議概要及び岩手県議会定例会会議録により、平成20年8月5日に報告書が提出されていること、翌日の同年8月6日には県政調査会において報告していること及び平成20年6月定例会において海外行政視察に参加した議員が当該視察を踏まえ質問を行ったことを確認し、認定した。

2 判断

(1) 議員の海外行政視察派遣の決定手続について

会議規則第114条の2第1項では「法第100条第12項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。」と定めている。

本件の海外行政視察派遣に当たっては、1(2)で認定したとおり、議長において議員の派遣を決定しているところであり、決定手続は法に違反しない。

また、本県の会議規則は「標準会議規則」に準拠しているところであり、この「標準会議規則」を作成した全国議長会の「緊急を要する場合」の解釈は、「本来的には、災害など緊急事態に対応した派遣決定等が想定されるが、それ以外にも、例えば、会期中には具体的な内容が決まっていない海外派遣について、閉会中に具体的内容が決定し、これに参加する場合なども想定され、緊急事態の発生等派遣の理由となる内容の緊急性だけでなく、決定時期の緊急性をも含んで解することができるもの」としており、この解釈に従った今回の議長決裁による派遣決定は妥当なものである。

その他の請求人の主張は、事実誤認又は独自の理論に基づくものであり採用することはできない。

(2) 議員の海外行政視察派遣の内容について

請求人は、本件の海外行政視察派遣は、「議案の審査又は岩手県の事務に関する調査に該当せず、違法である。」と主張しているが、本件の海外行政視察派遣は、「その他議会において必要があると認めるとき」として派遣したものである。

また、請求人の主張する要件は独自の理論に基づくものであり採用することができない。

ア 請求人は本件派遣に当たり必要な検討が全く行われていないと主張しているが、1(3)で認定したとおり、本件派遣は、議会運営委員会に調査事項として諮り承認されている事実が認められる。

イ 請求人は、「本件海外視察は「ブラジル岩手県人会創立50周年記念式典」への出席が主であり、いわば物見遊山に等しい。」と主張するが、海外行政視察議員派遣提案書及び報告書から視察日程を総合的に見れば、環境対策や地方行政の諸課題についての調査報告も行って、「ブラジル岩手県人会創立50周年記念式典」への出席のみが主たる目的であったとは認められない。

次に、請求人は、「本件海外視察の目的が希薄なのは日程変更からも明らかである。」と主張しているが、平成20年6月12日の日程変更は調査日程上、時間的に困難なことを理由とする日程変更であり、同月13日の日程変更は訪問先の都合による日程変更であるが、変更後、それぞれ世界遺産関係やCO₂削減対策等についての調査等を行っていることから、これらの日程変更があったことをもって本件海外行政視察の目的が損なわれたとは言えない。

次に、請求人は、「視察先変更の理由は、事前の調査が不十分なことを示している。」と主張するが、請求人の主張のとおり事前調査が一部不十分な点があることは否めないが、本件海外行政視察のほとんどは全体としてみれば計画どおりなされており、事前の調査が不十分なことを理由として、本件海外行政視察自体が違法又は不当であるとは言えない。

次に、請求人は、「NASAの視察は休憩が目的であり、県政課題との関連がない。」と主張するが、平成20年6月16日は前日からの機中泊で午前5時20分に現地に到着したことによる日程の都合上などから午前中は休憩しているものと認められる。また、NASAの視察は、本件海外行政視察の当初から計画されていたものであり、実際に視察を行っており、休憩が目的であったとは言えないことから、請求人の主張は採用することはできない。

ウ 請求人は、「海外視察後、議員から議会に対する適切な視察結果報告は行われておらず、旅行の成果が議会に反映されていない。」と主張するが、1(4)で認定したとおり、報告書の提出、県政調査会における報告及び視察を踏まえた質問がなされている事実が認められる。

次に、請求人は、「3か国の概要、観光地の紹介は外務省の資料等のコピーである。」と主張するが、これについては第3の1(4)のとおり争いが無い事実である。しかしながら、3か国の概要、観光地の紹介は、報告書のいわば導入部分であり、これらを外務省の資料等から引用することは、批判されるようなことではないと考える。

次に、請求人は、「県政課題との関係で具体的な報告とはなっていない。」と主張しているが、報告書の中には、県政課題との関係で具体的な報告となっている部分もあるほか、視察結果が直ちに議会活動又は県政に反映されるものでなくても、議員の活動に密接に関連し、あるいは将来関連性を持ちうるものであれば合理的な視察目的の範囲内というべきであり、請求人の主張は採用することはできない。

3 結論

以上のことから、本件海外行政視察派遣に係る費用弁償及び現地通訳料の支出は違法・不当な公金の支出であるとの請求人の主張には理由がない。よって、請求人が、知事に対し、損害の填補措置を講ずるよう勧告することを求めることは、これを認めることはできない。

意見

- 1 会議規則第114条の2第1項で「法第100条第12項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。」と定められており、ただし書で、緊急を要する場合は議長において議員の派遣を決定することができることになっているが、原則は議会の議決で決定することとされている。今後、海外行政視察派遣を行うに当たっては、原則どおり議会の議決で決定するよう努められたい。
- 2 海外行政視察は、現地で直に見聞を広げるために実施するものであることから、視察目的を十分に達成できるよう視察計画の策定など事前の準備に万全を期されたい。